

原告団

ニュース 106号

目次	裁判報告.....	1
	映画「日本と原発」を観て	4
	さよなら原発・核燃「3・11」青森集会 報告	5
	2015年「4・9反核燃の日」全国市民集会の報告	6
	福島原発事故の県内への影響(その13)	7
	「寄稿」六ヶ所再処理工場建設の主目的は核武装にあった	8
	六ヶ所核燃などを巡る動き	9
	お知らせなど	10

次回裁判 2015年6月19日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
 午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表 浅石 紘 爾

1. 許すな再稼働

川内原発に次いで高浜原発(34号機)についても規制委員会のゴーサインが出される事態を迎えようとしています。そして、自民党は4月7日政府に対し、エネルギー基本計画がベースロード電源(安価で安定性のある電源)に位置づけた原発比率を約20%維持する提言をしました。さすがに党内でも“3・11以前の水準に戻すことありきの議論だ”という批判が出ており、政府や経産省は世論を気にして18～19%に落ちつかせようとしているという報道がなされています。いずれにしても、7～8割を占める脱原発世論に逆行する電源構成(エネルギーミックス)と言わざるを得ません。

他方で、関西電力・美浜原発1,2号機、日本原子力発電・敦賀原発1号機、中国電力・島根原発1号機、九州電力・玄海原発1号機の廃炉が決まりました。福島第一原発の6基、福島第二原発の4基も同じ運命を辿ることになるでしょう。

自民党案でいくと、既存原発の再稼働をしてもゆくゆくは廃炉が続出。そうすると2割の電源を確保するためには原発の新增設、40年寿命切れの原発更新などを視野に入れば目標は達成できないこととなります。民主党時代に打ち出された「30年代原発ゼロ」は勿論のこと、できる

だけ原発に依存しないという政策と明らかに矛盾するものであり、民意無視も甚だしい原発回帰論です。

東北電力東通原発(1号機)の活断層問題は、有識者調査団の評価書が確定し、敷地内に南北に走る主要断層(F-3,F-9)については活断層、しかし、施設直下の2つの小断層(f-1,f-2)は「活断層でない」という証拠を東北電力が提出できなかったこともあり、両論併記となり規制委員会の最終判断待ちとなりました。東通原発は適合性審査をパスすることはかなり難しく、再稼働困難という状況です。



2015.3.26 デーリー東北

2. 再処理裁判

(1) 新規制基準批判

海渡代理人が準備書面(135)「新規制基準の不合理性—立地審査基準の過誤・欠落」を陳述しました。

① 再処理工場の新規制基準(正式には「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と言います)が平成25年(2013年)12月18日に施行されました。しかし、新基準は福島第一原発事故を教訓に、これまで起らないとされてきたシビアアクシデント(過酷事故)対策が盛り込まれるなど一定の改善はなされたものの、短期間のパブコメ、しかもその意見を全くと言って良いほど採用しなかった性急な基準作りであったため、規制は極めて不十分なものに終わってしまいました。新基準が、フクシマの反省に立って策定されたものであれば、その事故原因が究明され、その上で再発防止対策が講じられて然るべきですが、新基準は根本的なところで「多重防護」機能に欠陥があると批判されています。

② 準備書面の要旨は次のとおりです。

第1に、従前の「立地審査指針(安全評価審査指針)」を踏襲しなかった点である。この指針で周辺住民(非居住区域、低人口地帯)のめやす線量は0.25Sv/年と決められていたが、福島事故ではこれを大幅に超えてしまい、国も立地評価の誤りを認めた。そうであれば、新基準は、もっと厳しい基準に改訂すべきであるが、実際には、シビアアクシデント対策(事故の拡大防止対策)で代替させることにして、基準作りをしていない。これでは、万が一の事故が発生した時、住民の被害を防止できない。

第2に、「共通要因事故」を考えた設計になっていないという点である。福島事故に例えれば、地震・津波という一つの原因(自然現象)で、複数の非常用電源(ディーゼル発電機)全部が同時に故障した。単一の機器しか故障しないという仮定に立って設計していた旧指針の誤りが露呈したにもかかわらず、新基準では相も変わらずこの「単一故障」の想定しかしていない。事故の反省が全く見られない。

このように、立地評価や共通要因事故を欠落させた新基準は伊方最高裁判決に照らし不合理で無効と言わざるを得ない。

第3に、外部電源の重要度分類が相変わらず最低ランクであり、地震による鉄塔の倒壊が繰返されるおそれがある点である。

第4に、地震・津波の想定手法の見直しが十分なされていない点である。

第5に、深層防護の「第5層目」である「事故時の放射性物質による放射能の影響を緩和する緊急的計画」が具体化されていない点である。最も住民の関心が高い「原子力災害対策重点区域」(いわゆる防災範囲)が具体的に設定されておらず(再処理は旧来の半径5kmのまま)、今後の検討課題とされている点である。

以上のように、新基準は、旧安全審査指針の重大な欠陥を是正しておらず、本施設の違法性が治癒される見通しが無いのであるから、伊方判決が言う「万が一にも」福島第一原発のような事故が起きないよう裁判所自身が積極的な司法審査を尽くして原告勝訴の判決をなすべきである。

(2) 「外部からの衝撃」対策について

浅石代理人が準備書面(136)「再処理事業指定基準規制批判—外部人為事象に対する安全対策の不備」を陳述しました。その要点は以下の通りです。

新基準は、「外部からの衝撃による損傷の防止」(9条)の項を設けて、その原因となる「外部人為事象」として「航空機落下等の飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害」を挙げている。

施設はこのような事故にも耐えられるような防護設計(事故防止対策)を取ることが要求されているし、もし、事故が起きてしまったときは「重大事故対策」が要求されている。

問題は、外部人為事象に「故意によるもの」が含まれていない点である。9・11の同時多発テロ、アルジェリアにおける武装集団によるプラント武力攻撃は実際に起きた事件であり、そのほかに軍用機からの爆撃、船舶からのミサイル攻撃もありうる。ダーティ・ボム(殺傷力によってではなく、放射能による環境汚染によって損害と不安、混乱

を与えることを目的とした爆弾)としての核施設(原発、再処理工場など)に対する攻撃は最も効果的と見なされているから、武力攻撃=故意によるものを除外することは「現実の危険」を完全に無視するものである。

旧安全指針では、六ヶ所再処理工場の場合、天ヶ森射爆場の訓練機だけが評価の対象とされていたが(三沢基地発着の大型航空機は、空港と核燃施設間の距離が離れているので除外)、新基準では大型航空機も含めることとした点は評価できる。しかし、「故意」を除いたのでは実効性を欠く。ただ、故意による大型航空機対策を全く評価していない訳ではない。それは衝突に耐えられる施設の頑健性を確保する方法によるのではなく、⑦事故状況を把握するための計装設備(モニタなど)⑧可搬型重大事故等対処設備(放水設備を再処理工場から100m以上隔離すること)⑨放射性物質の放出を抑制する設備(放水設備)を設けることによって対処することになっている。

しかし、これはあくまでも事故が起きた後の対策であり、放射能放出自体を防止できる訳ではない。建屋全体の頑健性を求めると膨大なコストがかかるため、事実上不可能な防護対策を放棄したことの補完措置で、安全性を犠牲にした対策である。

サイバー攻撃は現代社会で日常化しているが、これも、故意によらない電磁波障害を対象にしたのでは絵に描いた餅である。

外部衝撃は大規模な施設破壊を伴うから、それに対応するためには相当の組織、時間及びアクセスのための設備を完備する必要がある、可搬型例えば消防車や放水車の配備だけでは到底事故の拡大防止、緩和には役立たない。

一旦事故が起きると、作業員の被ばくは甚大である。新基準ではその対策は何らとられておらず、日本原燃との雇用契約は労基法の強制労働禁止条項に違反するものである。

このように、外部人為事象に係る新基準の規制は、極めて不十分なもので見直しが必要である。(この準備書面作成にあたっては、「プラント技術の会」の筒井哲郎氏の論文(甲D193)を参照させていただきました。感謝申し上げます。)

(3) 被告から提出された準備書面(35)

内容は、新規制基準の「重大事故対策」のうち、冷却機能喪失による高レベル廃液の「蒸発乾固」の未然防止設備、発生時の進行緩和設備(シヨ糖の注入など)についての解説と、「故意による大型航空機の衝突が起きた場合の対策(計装設備、放水設備など)」について説明がなされました。この点について、伊東代理人から、上記対策以外に要求事項はないのかという釈明がなされ、被告はこれを認めました。

3. 東京での原告団集会の開催

平成27年4月5日(日)午後6時20分から文京シビックセンターにおいて、久しぶりに東京で原告団の報告集会を開催しました。代表の私から裁判報告を、山田事務局長から「下北半島・原子力施設集中立地の現状—危険な再処理工場は廃止を!」をテーマに約2時間にわたりパワーポイントを使って説明を行ないました。休日にもかかわらず56名の参加をいただき情報交換と交流を深めることができました。原告団以外の一般の参加者が多く有意義でした。参加者の皆様と事務方を担当して下さった創史社の小原さんをはじめとする『かんとう原告団』の皆様に心から感謝申し上げます。

4. 選挙の季節

4月から6月にかけて青森県は選挙一色となります。県議選、市町村議選、そして6月7日は知事選投票日(告示5月21日)です。知事候補の大竹進さんは、県外の原告団の皆様には余り馴染みがないかもしれませんが、青森市で整形外科医として反原発・反核燃の立場で頑張っておられる方です。『なくそう原発、核燃、あおりネットワーク』の共同代表の一人です(私もその一人です)。応援をよろしくお願いします。

次回裁判は6月19日(金)午後1時15分からです。裁判終了後、夕方から青森市内で講演会を企画しています。翌20日(午前)には原告団総会が開催されます。

多数の皆様のご傍聴・ご参加をよろしく申し上げます。

映画「日本と原発」を観て

八戸市在住 支援者 三笠 朋子

あの震災から4年が経ちました。八戸市に住む私は、いまだかつて経験したことのない大きな揺れにあい、時折余震に脅かされながらも、3日間の停電の後に、テレビで目にしたのは、押し寄せる津波の映像と、福島第一原発の爆発の映像でした。まさか現実起きると思ってもいなかった過酷事故に、これからの影響を考えると、ぞっと背筋が凍りつく思いでした。そしてあの時、ほとんどの日本人は、“原発はもう動かないだろうな”と漠然と感じていたはずで

それなのに現状は、安部晋三首相が世界に向かって、「福島第一の汚染水は100%コントロールされている」なんて大ぼらを吹き、原発再稼働の文字が毎日躍っています。

そんな時に、“弁護士が映画を作った？ 弁護士が映画なんて作れるの？” そんな予想を大きく裏切り、「日本と原発」はとても簡潔で、分かりやすい映画でした。

丸2年の歳月をかけて、河合弘之弁護士と盟友である海渡雄一弁護士、そして訴訟を共に闘う木村結さんの3人は、いくつもの裁判を闘いながら、多くの被災者に向き合い、有識者と語り合い、故郷を手放すことになってしまう原発震災とは何かについて、真実の声を聴き続けてきました。浪江町町長の言葉が胸に刺さります。「被害者は誰のですか？ 加害者は誰のですか？ 被害者の私たちが、どうしてこんな思いをしなければならないのですか？」と。気が付くと、いつの間にか、原発の過酷事故のために故郷を追われた人たちが、肩身の狭い思いをして辛い生活を強いられている。加害者である東京電力は何をしているのか？ 福島

第一原発の核燃料棒はどんな状況にあるのか？ 今後の見通しは立てられるのか？ 国は何をしているのか？ 未だかつて誰も責任を取らず、誰も罪も問われていないではありませんか。

『原発ゼロ』が500日以上も続いているのに、未だに「再稼働！」「再稼働！」と旗振りしているのは、政府と立地自治体のみで、世界は自然エネルギーへと大きく舵を切っています。すでに2012年には、風力と太陽光を足すだけで、原子力の発電量を追い越し、とっくの昔に理論的にも、経済的にも原子力発電の時代は終わっているのです。

河合弁護士は仰っています。「僕は、この映画を、みなさんと一緒に戦うために、そのツールを作りたいと思って、作ったんです」と。こんなに力強い、素晴らしいツールを作り上げてもらい、今度は私たちがそれを使って、どう動いていくのか？ どう広げていくのか？ まるで、河合弁護士からバトンを渡されたような気がします。そしてまた、「アンケートをとると7割くらいの方が脱原発賛成なのに、選挙では自民党が大勝利してしまう。こんな時にこそ、裁判が有効なんだ」と力説されています。「裁判は、民主主義国家の安全弁だ。すべての原発を止めていける」そうです。今こそ、私たちも『核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団』の力を結集し、あきらめずに邁進していくことが、とても重要なことなのだとして強く確信できました。

そんな勇気を与えてくれた映画です。

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしく願います。

また、6月7日投票の青森県知事選で大竹知事誕生に向けて頑張りたいと思います。こちらへのカンパもよろしく願います。

さようなら原発・核燃

「3・11」青森集会 報告

弘前市在住 原告 佐原 若子

3月15日、日差しは春のようだったが、風は津軽の冬の匂いが残っていた。「なくそう原発・核燃あおりネットワーク」主催で行われた集会に1,200人が集った。

人間は忘れる生き物だが、心に何十年もトラウマという形で心身を蝕む忘れられない記憶もある。今の日本は作られた株高、作られた円安で大企業は黒字を出し内部留保を溜め込み、原子力ムラは既得権益を離そうとしない、どんなに危険が迫っていようとも。まさに異常な国だ。数にものを言わせ、立憲主義に反する野蛮とも思える行為で法制化する。

福島原発事故はいつ収束するかも分からず、毎日、高濃度の汚染水が垂れ流され、奪われた土地や生活は決して元通りにはならない。住民を危険な地域に帰還させようとし、1kg当り100ベクレル以下は安全な食物として流通させている。悲しみや焦燥はアンダーコントロールという言葉や、オリンピック、復興、株高、巷にあふれる“がんばろう東北”という掛け声などの薄っぺらなヒューマニズムのようなものでコーティングされ、表面上の明るい姿がテレビに映し出されたりする。東北から遠く離れた人たちは恐怖の記憶を捨て、福島を忘れようとする。私たちの脱原発、福島救済、反核燃の声は権力の厚く冷たい壁に打ち返されているように思える。

しかし、この日集まった1,200人は心から望み、叫んだ。「フクシマを返せ！子供を守れ！大間の海を守れ！核燃反対！」諦めないで闘う人たちの声だ。報道は自主規制を始め、内閣は戦前回帰をしていくようだ。その空気に飲み込まれようとしている。

私たちは諦めない。怖れてはいない。

この日、詩人のアーサー・ピナードさんは厳しい現実と世のからくりを、ユーモアを交えて解説され、聴衆を唸らせた。

大間原発に反対する会の奥本征雄さん、六ヶ所



2015.3.15 アーサー・ピナードさんと一緒に

の菊川慶子さん、むつ・核の中間貯蔵はいらない・下北の会から野坂庸子さん、函館大間原発に反対する会・竹田とし子さんらが報告された。函館の木村さんたちがチベットの祈り旗を模して、大間原発反対の祈り旗を壇上に掲げ参加者と心を通わせた。

共同代表の大竹進さん、浅石紘爾さん、鳴海清彦さんらも熱い思いを発言された。

その後、八戸 Peace Land のYAMさんらのドラムを先頭に市内をデモ行進し、県庁を取り囲み、核燃反対、さようなら原発の声を轟かせた。

忘れてはならない。諦めてはいけない。

これからもつながり、全国の支援者や原告の皆様と心を合わせ、ともに歩きましょう。

原発再稼働の中止訴え

青森で反核燃団体が集会



原発再稼働と核燃料サイクルの中止を訴え、デモ行進する参加者=15日、青森市

青森県内外の反核燃団体が、参加した約1,200人などで組織する「なくそう原発・核燃、あおりネットワーク」は15日、青森市で「さようなら原発・核燃」集会を開催し、2012年から毎年開催した。

この日は八戸市でも同様の集会やデモ行進を行った。(福田慶)

その後、▽ブルサール計画は直ちに中止▽原発の新増設や更新をやる▽など7項目の決議を全会一致で採択した。集会後、参加者は同市中心街をデモ行進し、「再稼働反対」「青森を守ろう」などとシュプレヒコールを上げた。

2015.3.16 デーリー東北

2015年「4・9反核燃の日」 全国市民集会の報告

事務局長 山田 清彦

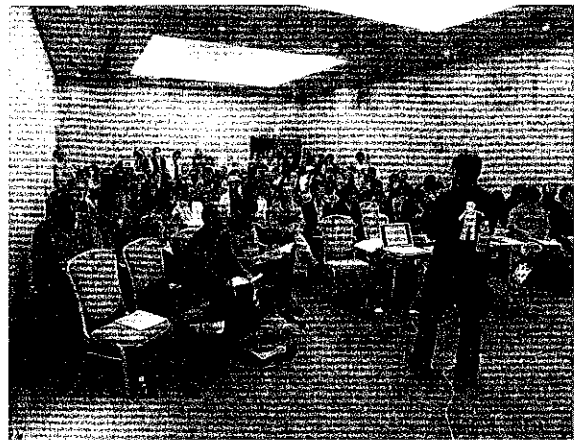
今年は統一自治体選挙の年であり、それもあって例年開催されている「4・9反核燃の日」全国集会在5月30日の開催となりました。それでも、故・北村知事が県議会全員協議会で核燃施設の受け入れを表明した4月9日を忘れないために、全国市民集会在4月12日に青森市民ホールで開催されました。この日は県議選の投票日と重なったため、参加者が見込めないと予想していましたが、約140名の方が参加され、立ち見の方々も出てまいりました。

開会挨拶は平野良一さん（核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会の顧問）で、核燃受け入れから30年目でも、施設計画が止まっている今こそ、さらに追い打ちをかけて核燃の息の根を止めようとの提案がなされました。

基調報告として私から、30年前に核燃計画を受け入れる以前から、県知事等が青森県に核燃受け入れを画策していた形跡があること。そして、下北半島の原子力施設計画のどれもが、全く進まないこと。さらに全国原発で廃炉が進めば、そのゴミの中でも危険な余裕深度廃棄物の埋設場所に、またぞろ青森県が選ばれる可能性と、日本原発敷地内で県民に内緒で進められている掘削調査の現状について報告しました。

記念講演は原子力資料情報室の共同代表・伴英幸さんをお願いしました。伴さんからは、「再処理を進めるか止めるかの議論はこれまでも二度ほどあった。今は、間もなく電力自由化を迎える中で、お金のかかる再処理事業を電力会社が支えきれぬかの懸念が高まっている。特に、核燃交付金に依存している県政を変えて、核燃と原発に頼らなくても大丈夫という青森県にすることが必要だ」とのご指摘をいただきました。

その後で、むつ市の野坂庸子さん、六ヶ所村の菊川慶子さん、函館市の竹田とし子さんから、現地での闘いの報告をいただきました。また、今回一団体として40名を超える参加をしてくれた



2015.4.12 集会参加者

「六ヶ所再処理工場」に反対し放射能汚染を阻止する全国ネットワーク」から4名の方が、各地で取り組んでいる闘いを報告してくれました。最後に特別報告として、青森県知事選挙に出馬予定の大竹進さんから、県知事選挙にかける思いを語っていただきました。

今年の政治課題とも密接に絡んでくるのは、六ヶ所村議選と青森県知事選挙でしょう。前回の村長選挙に出馬した菊川さんは、今回の村議選にも出馬の意思を固めています。皆さんの知り合いの方で、六ヶ所村に在住の方には、是非とも一票をお願いしてください。今にして思えば、31年前に（電事連が）やらせの立地要請をしたわけで、そのような騙しのテクニックに翻弄されないように、集会参加者全員で、大竹進さんと一緒に県知事選挙を戦う決意を固めました。この闘いに、皆さんの支援とご協力をお願いします。

閉会挨拶を原告団の浅石代表からいただき、その後、「核燃はいらない！原発再稼働反対！」とアピールしながら、市内をデモ行進しました。



2015.4.12 デモ行進

福島原発事故の県内への影響 (その13)

—放射線モニタリング情報による—

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も、同下半期以降はおおむね漸減しつつあり、3年を経過した26年度第2四半期(2014年7月～9月)の測定結果では、海産食品等の一部にその影響がみられたものの概ね平常の変動幅に納まっている。

六ヶ所周辺でのモニタリング結果では、セシウム137について牧草(定量下限値0.4Bq/kg生)で1.7、海産食品(ヒラメ)(定量下限値0.4Bq/kg生)で1.1が検出されたが、いずれも福島原発事故の影響とされ、他は「平常の変動幅」(福島原発事故の影響を除いたバックグラウンドレベル)内に納まっている。

東通周辺でのモニタリング結果では、海産食品(ヒラメ)(定量下限値0.4Bq/kg生)でセシウム134が1.4、セシウム137が4.1検出されているが、福島原発事故の影響とされており、他は「平常の変動幅」内に納まっている。

以上については、下記を参照されたい。
「青森県原子力施設環境放射線調査報告書(平成

26年度第2四半期報)」

<http://www.aomori-genshiryoku.com/monitor/conference/material/>

なお、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化(図1,2)すると、青森県では事故後5ヵ月ほどでおおむね平常レベル(0.1Bq/m以下)となっているが、隣接県では依然として高いレベルで確認され続けている。また、今回は紙面の関係から、2013年度までは四半期ごとの平均値を、2014年度からはこれまで通りの月間値を示している。

原子力資料情報室通信No.489(2015年3月1日発行)では、「東京電力は大気への放射性物質放出量を、2014年5月以前は毎時1,000万Bq、以降は毎時1,000万Bq以下と評価している」との記述があり、作業員の皆さんの必死の取り組みにも拘らず、予断を許さない状況が続いていることがわかる。

なお、図1,2の作成に用いた定時降下物(環境放射能水準調査)の数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記アドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

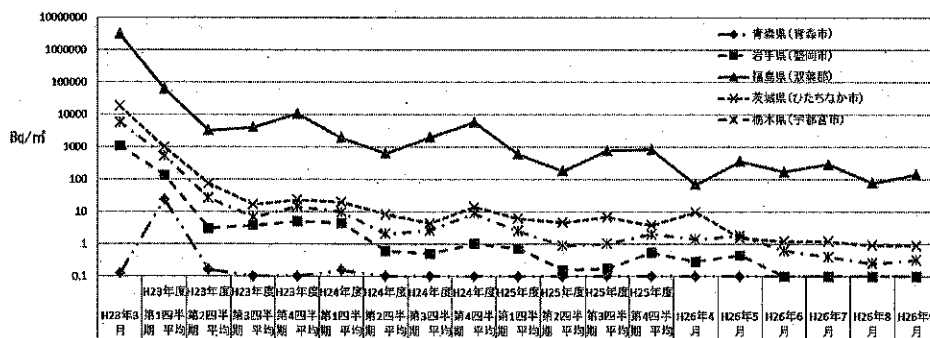
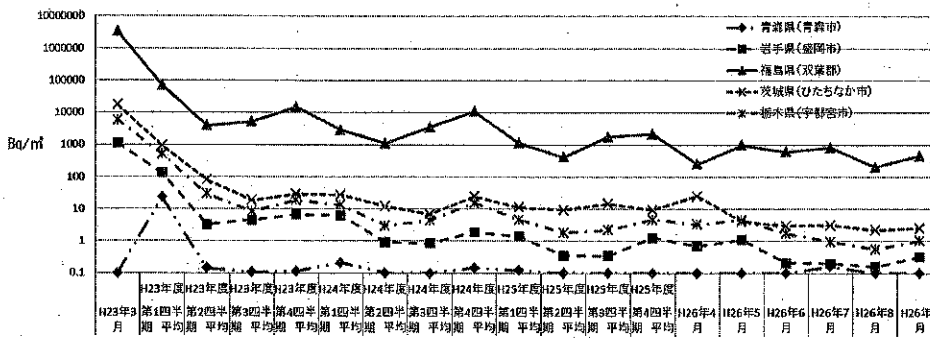


図2 青森県及び隣接県における降下物中セシウム137の推移



六ヶ所再処理工場建設の 主目的は核武装にあった

神奈川県在住 原告 山浦 元

昨年12月、東京大学大学院の情報理工学系研究科が従来の「科学研究ガイドライン」を改定し、「一切の例外なく軍事研究を禁止する」という文言を削除して「成果が非公開となる機密性の高い軍事を目的とする研究は行わない」と追加していたことが判りました(1月17日付朝日新聞)。機密性の低い軍事研究は解禁すると宣言したのです。公的には「軍事に関わる研究は禁止する」としてきた東大は「誤解のない表現を工夫するよう研究科に伝える」と釈明しています。しかし、どんな研究でも軍事目的に転用できるのは明らかであり、原子力研究のメッカである東大が、かつての理化学研究所のテーマを請け負うのは必至です。

戦時中、当時の理研が原爆の開発に熱中していたのは周知の事実です。1941年4月、陸軍航空技術研究所の安田武雄中将が、朝永振一郎などの核物理研究者がいた理研の仁科芳雄研究室に原爆の製造を依頼し、仁科は朝日新聞に「科学技術者が協力し、新兵器を開発する」という決意表明を掲載して原爆の研究に着手したのです。東條英機総理兼陸軍大臣は内閣機密文書で「優秀なる科学技術は高度国防国家建設の基礎的条件なり。科学の力によって国防力を増強し、国軍の進展を期す」と強調しました。安倍政権が企図する現平和憲法改悪後の総理から防衛大臣への訓示を彷彿させます。彼らも核兵器を「期して」いるのです。

かなり旧聞に属することですが、かつて青森地裁で次の準備書面を論述したことがありました。

I. 1996年5月17日付・再処理工場関連の準備書面(6)「本件施設には必要性・経済性が全くなくなった—ATR・FBR開発計画とプルサーマル計画の挫折によるプルトニウム需給見通しの破綻」(ATRは大間の新型転換炉、FRBは高速増殖炉もんじゅ)

II. 1997年7月11日付・ウラン濃縮工場関連の準備書面(31)「本件施設の経済性は予測通り破綻した—日本原燃(株)の有価証券報告書に見る累積赤字とウラン濃縮役務価格の実態」

これらの結論を一言で要約すると「再処理工場の総工事費が膨張し、使用済み核燃料の再処理コストは海外(英・仏)委託の4倍以上になると予測されること、ウラン濃縮工場も建設から操業までの過程で年間100億円を超える赤字が累積し、これを軽減するために濃縮役務価格を国際相場の4倍以上に暴騰させざるを得ず、いずれも経済的に破綻し

ている」事実を指摘したのです。そして、準備書面の結語として「経済性を捨象して本件施設に固執する真の意図は何か?六ヶ所村は村民の生活の場であり、核のゴミ捨て場や核実験場では断じてない」と記しました。すなわち、私たちが再処理やウラン濃縮事業の経済性にこだわった最大の理由は、国や原子力業界の真の意図をあぶり出すことでした。言うまでもなく核武装です。

1956年(昭和31年)5月、原子力行政を担う目的で科学技術庁が設立され、原子力の平和利用の名の下に核兵器開発を視野に入れた政・官・産・学の暴走が始まりました。同年6月、茨城県東海村に設立された日本原子力研究所は高速増殖炉の開発に着手、1977年4月「常陽」が臨界、同年9月には東海再処理工場の運転が始まり、核燃料サイクルは国家プロジェクトとして加速していきました。「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場はその延長線上にあります。1964年には中国が核実験に成功した後、1968年に外務省の官僚が作成した極秘報告書や議事録に「核兵器の保有は不可欠だ。高速増殖炉などで、すぐに核武装できるポジションを持ちながら平和利用を進めていく。高速炉を作る技術ができれば、原爆を作る技術も同じだ」とあり、プルトニウムを取り出す技術を開発し、いつでも核武装できる体制を整えておこうと考えていたのです。当時の佐藤栄作内閣の調査室で実際に核武装を検討し、1968年3月、東京工業大と上智大の教授が集まり、本格的な研究が始まったことが判っています。当時私は、東京工業大学の大学院で理論物理の研究に携わっていたのですが、知り合った原子炉工学専攻の大学院生から「材料さえ揃えば小型の核兵器なら簡単に作れる」と示唆されたことを思い出します。大学から学問の在り方を根底から問う全共闘の嵐が吹き始めたのは翌1969年でした。佐藤や平然と核実験を続ける米オバマ大統領が受賞したノーベル平和賞とは何か?

核兵器保有に関する政府の公式見解は、例えば「自衛のための必要最小限度を超えない戦力を保持することは憲法によっても禁止されていない。従って右の限度にとどまるものである限り、核兵器であろうと通常兵器であろうとを問わず、これを保持することは禁ずるところではない」(1982年4月5日、参議院における政府答弁)があります。戦争放棄をうたう平和憲法や非核三原則の理念は平然と無視され、蹂躪されてきたのです。福島の大惨劇にも関わらず、安倍ら政・官・産・学の原子力マフィアが原発の再稼働と核燃料サイクルの継続に固執するゆえんです。憲法改悪を許せば、下北半島に核兵器製造工場が林立するでしょう。核燃料サイクルを阻止する闘いは、核武装阻止闘争でもあることが判ります。

(2015年3月 記)

六ヶ所核燃などを巡る動き

2015年

1. 30 日本原燃：2015～17年度の再処理工場の使用計画を原子力規制委員会に届け出。操業開始後の16～17年度でプルトニウムとウランを混ぜた酸化物（MOX）の粉末を約13・4トン生産する計画。MOX粉末には核分裂性プルトニウム約4トンも含まれる。
2. 4 原子力規制庁青森事務所：日本原燃の再処理工場で昨年12月に実施した保安検査で、職員に対する新規制基準の教育が不十分として、改善を指摘したと発表。
- 13 原子力規制委員会：再処理工場の敷地内の地下構造の議論を再開。これまで規制委は、地表近くに複数の地盤が存在することから、基準地震動も複数設定する必要があるのではと指摘していたが、日本原燃が、あらためて地盤の違いを考慮しても現状の評価に影響しないと強調。規制委は今後の補足データで詳細を確認するとし、大きな異論は出ず。
- 17 原子力関連施設が立地するむつ、六ヶ所、大間、東通4市町村の首長：経済産業省を訪れ、原発等が稼働していない状況下での立地地域への財政的支援などを要請。
- 20 東北電力・海輪誠社長：原子力規制委員会の有識者調査団が東通原発の敷地内断層について“活動性の疑いを指摘する評価書案”をまとめたことについて、「大変残念な思いだ」と語った。今後は同原発の安全審査で活断層ではないことを主張していく考えを示し、「審査を進めることは半歩前進」とも表現した。
- 22 「青森県を変えよう！大竹さんと進む私たちの会」（略称：進め！ドクター大竹の会）設立総会を開催。
- 23 日本原燃：核燃料サイクル施設で全社を挙げた防災訓練を実施。大地震の発生により外部電源を同時多発的に喪失する重大事故を想定し、社員ら約530人が収束に向けた対応を確認した。
- 25 青森県：東通原発の重大事故を想定した避難対策検討会開催。原発から半径5キロ圏に続き、5～15k圏の住民避難を優先する。
3. 3 政府：「発送電分離」を、2020年4月に実施することを盛り込んだ電気事業法改正案を閣議決定。
- 6 原告団：核燃裁判。再処理で2つの準備書面を提出。
- 15 さようなら原発・核燃「3.11」青森集会開催。1200名を超える参加者で再生エネへの政策転換を求める。
- 25 原子力規制委員会：東通原発の敷地内断層に関し、敷地内を南北に走る主要断層「F-3」「F-9」について、「将来活動する可能性がある」とした有識者調査団の評価書を確定した。原子炉建屋など重要施設直下の2つの小断層については活動性の有無を判断せず、新規制基準適合の安全審査に結論を先送りした。
- 27 日本原燃の工藤健二社長：新規制基準適合の安全審査が長期化している再処理工場について、2016年3月の完成目標を変えない方針を示した。安全対策工事の設計や工事方法の認可（設工認）の手続き終了を見込む6月中の審査終了を目指すと同調した。
- 27 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準適合を確認する審査会合で、日本原燃が長さ約10キロと評価した活断層「出戸西方断層」の追加調査結果について補足説明。規制委は、同断層の南端を特定した詳しい根拠を示すよう求めた。
4. 12 「2015年・反核燃の日」全国市民集会実行委員会：反核燃・反原発を訴える市民集会を140名参加で開催。原子力資料情報室の伴英幸共同代表は「青森県は核燃マネーに頼らず、地域資源である豊かな1次産業を基軸にして自立の道を歩むべきだ」と訴えた（青森市）。
- 14 福井地裁（樋口英明裁判長）：福井県や関西の住民らが関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てにて、住民側の主張を認め、申し立てを認める決定を出した。仮処分の手続きで原発の運転差し止めが認められたのは初めて。青森県内立地首長は“静観”、反対派は「今回の仮処分決定により、規制委の存在意義も問われるのではないかと。原発安全性の根拠を考え直すべきだ」と指摘した。
- 18 県と六ヶ所村が1985年4月18日、日本原燃産業、日本原燃サービス両社（現日本原燃）と核燃料サイクル立地基本協定を締結から30年。六ヶ所村の戸田村長は「サイクルは村の大きな産業基盤」と、反核燃派は「主要施設の再処理工場がまだ動かず、30年間で核廃棄物が持ち込まれただけ」と批判。

講演会&総会のお知らせ

講演会 日 時：2015年6月19日（金） 18：00～
会 場：青森市・アスパム5F「岩木」
講 師：筒井哲郎氏「核燃設備に係わる新規制基準の欠陥」/川井康郎氏「核燃設備の新基準適合性審査申請にみる重大事故対策の問題点」（プラント技術者の会）

総 会 日 時：2015年6月20日 10：00～
会 場：青森センターホテル 2階 会議室（青森市古川1丁目10-9-1 TEL：017-762-7500）

※19日午後1時30分より青森地裁で核燃裁判がありますので傍聴もよろしくお願ひします。また、講演会終了後交流会を予定しています。宿泊・交流会参加（合計で1万円位）希望の方は、事務局までお申し込み下さい。（締め切り：6月12日）

お 知 ら せ

山本太郎と大竹進の日本診断・青森診断

日 時：2015年5月10日（日）13：30～
場 所：「はちふくプラザ ねじょう」
（八戸市総合福祉会館 多目的ホール）
主 催：大竹すすむ・三八の会
（TEL/FAX 0178-47-2321）

「4・9反核燃の日」全国集会

日 時：2015年5月30日（土）14：00～
場 所：青い森公園（青森市）

核燃裁判

日 時：2015年6月19日（金）13：30～
会 場：青森地方裁判所

講演会（原告団総会記念講演会）

詳細は「講演会&総会のお知らせ」をご覧ください。

映画「日本と原発」上映会

日 時：2015年7月4日（土）～10日（金）
会 場：フォーラム八戸（八戸市）
上映時間：フォーラム八戸HPでご確認ください。
（<http://www.forum-movie.net/hachinohe/>）
前 売：800円

第8回大間原発反対現地集会

日 時：2015年7月19日（日）11：30～
場 所：大間原発に反対する地主の会・所有地
（大間原発敷地隣接）

大MAGROCK VOL.∞

日 時：2015年7月18日（土）12:00～
場 所：現地集会と同じ

編 集 後 記

4月14日、福井地裁は「深刻な事故はめったに起きないという見通しに過ぎない」「新規制基準は合理性を欠くものである」として、高浜原発3・4号機再稼働を禁じる仮処分決定を下した。これは、27年にもわたり裁判闘争をしている私たちにも、希望を与えてくれるものだ。

3月14日「2015年原発のない福島を！県民大集会」で高校生平和大使を務める本田歩さんは、約6500人の参加者を前に、「なぜか福島で原発反対と唱えるのが一番難しいと感じています。問題があまりに近過ぎるのでしょうか」「お金で買えないものをお金で売って、原発に使っていたこと自体が間違いだった」「震災によって学んだことを、私たちは苦しくとも忘れずに胸に刻み続け、政治家がただただ無感動に読み上げる答弁、また御用学者と呼ばれる方の発言に疑問を投げかけなければなりません。それが原発事故の被害を受けてしまった福島県民の義務だと私は考えます」と素直に発言、どんなに辛い思いをしているかひしひしと伝わってきた。

自然災害は時間を掛けると人々が住め、食物を作れる。しかし、原発事故は住むところも、食物もすべてを奪ってしまう。そのことを福島は私たちに教えてくれている。

しかし政府は、「世界一厳しい」新規制基準に基づく原子力規制委員会の審査に合格しているので、「粛々と再稼働を進める」と語っている。

私たちは福島にもっともっと目を向け、ありとあらゆる機会に言い続けていこう。「反原発・反核燃」と！
（和子）

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL・FAX: 0178-47-2321
郵便振替: 02300-9-37486

【核燃阻止原告団】

支 援 者／年間6000円（購読料共）
サポーター／年間3000円（購読料共）

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp
ホームページ <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>